

ひとりひとりに必要なアプローチを すべての子に

第6次日野市特別支援教育推進計画

令和5年3月

日野市教育委員会

目 次

はじめに	1
第1章 計画の概要	2
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置付け及び考え方	
3 計画期間	
4 国や東京都の近年の動向	
(1) 国の動向	
(2) 東京都の動向	
第2章 推進計画の基本理念と推進目標	5
1 基本理念	
2 推進目標	
第3章 日野市における特別支援教育の現状と課題	6
1 これまでの取り組みと成果	
(1) 学校の体制整備	
(2) 特別支援学級の設置状況	
(3) 教育委員会の取り組みと支援体制（平成20年度以降）	
(4) 福祉と教育の一体化による支援	
(5) 副籍制度並びに小・中学校と特別支援学校との交流及び共同学習	
(6) 講演会の開催	
2 特別支援学級の現状と推移	
(1) 特別支援学級の児童・生徒数の推移	
(2) 通常の学級における発達障害等の児童・生徒数の状況	
(3) 日野市特別支援学級等に関するアンケート調査結果より	
3 特別支援教育の課題	
(1) 小・中学校全校における特別支援教室（ステップ教室）の導入に伴う 特別支援教育推進体制の見直し	
(2) ニーズに応じた特別支援学級の新設	
(3) エール及びかしのきシートを中心にした連携・支援体制の充実	
(4) リソースルームによる指導・支援の充実	
(5) 教員の指導力向上と校内委員会を中心とした学校支援体制の充実	
(6) 特別支援学校との連携	
(7) 放課後等デイサービス等との連携	
(8) 教育的支援を受けていない児童・生徒への支援の在り方の検討	

(9) 合理的配慮の推進

第4章 日野市の特別支援教育推進に向けた具体的な施策 …………… 27

推進目標と具体的な施策

- 1 幼児期から学校卒業後まで、かしのきシートを活用した切れ目のない相談・支援体制を、市全体で構築します。
 - (1) エールにおける総合的な相談・支援体制の充実
 - (2) エールを中心にした関係機関との連携支援体制の充実
 - (3) 「かしのきシート」による支援情報の共有と内容の充実 <重点施策>
 - 2 全ての学校、教室において、子どもの特性への理解を図るとともに特別支援教育の視点を生かした質の高い教育を行います。
 - (1) 教員の理解並びに指導力向上に向けた取り組みの推進 <重点施策>
 - (2) ひのスタダードの実践及び改善
 - (3) 校内委員会を中心とした学校における支援体制の充実 <重点施策>
 - (4) 学級支援員（介助員）の活用の充実
 - 3 一人一人の子どもが安心して豊かに学べる教育環境を整備し、新たな特別支援教育推進体制を構築します。
 - (1) 特別支援教室（ステップ教室）等における特別支援教育推進体制の充実 <重点施策>
 - (2) ニーズに応じた特別支援学級（ステップ教室除く）の新設
 - (3) リソースルームによる個別指導・支援の充実
 - (4) 合理的配慮の推進
 - (5) 医療的ケア児への対応
 - (6) デジタルの活用
 - 4 家庭や地域との連携を一層進め、共生社会の実現を目指します。
 - (1) 市民に向けた共生社会の理解・啓発の推進
 - (2) 交流及び共同学習の推進
 - (3) 副籍制度の推進
 - (4) 特別支援学校との連携
 - (5) 放課後等デイサービス等との連携
- (6) 保護者同士の情報共有

第5章 計画の進行管理（推進体制） …………… 36

- 1 計画の進行管理
- 2 計画の進捗状況の点検と評価

《参考資料》

- 1 日野市特別支援教育推進計画策定委員会設置要綱 …………… 37
- 2 第6次日野市特別支援教育推進計画策定委員会 委員名簿 …………… 39
- 3 第6次日野市特別支援教育推進計画策定委員会の検討経過 …………… 40

4	特別支援教育に関する動向	41
5	用語解説	45

はじめに

日野市教育委員会では、児童・生徒の自立や社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う、特別支援教育を推進しています。

平成19年3月に「日野市特別支援教育推進計画（平成19年度～平成23年度）」を策定し、平成23年度の「第2次日野市特別支援教育推進計画（平成24年度～平成25年度）」以降、3年ごと、現在第5次となる日野市特別支援

教育推
進、特

平成
市学校
の“い
でいく
のビジ

調整中

り組

日野
べて
育ん
ため

本計画は、第5次日野市特別支援教育推進計画で示した基本理念や推進指針を継承するとともに、「未来に向けた学びと育ちの基本構想（第3次日野市学校教育基本構想）」の趣旨なども含め、特別支援教育に関わる内外の動向を踏まえて、今後5年間で日野市の特別支援教育を更に推進するため、取り組むべき施策を示したものです。

本計画の推進により、児童・生徒一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう、教育行政や学校関係者だけでなく、児童・生徒及び保護者のみなさま、広く市民のみなさまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和5年3月

日野市教育委員会

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

- 日野市教育委員会では、平成19年3月に日野市特別支援教育在り方検討委員会が策定した「日野市特別支援教育推進計画（平成19年度～平成23年度）」に基づき、特別支援教育の充実を図り、特性のある児童・生徒に応じた教育や支援体制等を推進してきました。
- 平成23年度より概ね2～3年ごとに、「日野市特別支援教育推進計画」は第2次～第4次まで策定し、令和2年度には「第5次日野市特別支援教育推進計画（令和2年度～令和4年度）」を策定して、具体的に取り組む施策を掲げ特別支援教育の充実を図っています。
- 日野市教育委員会では、国や東京都の近年の動向や、特別支援教育を取り巻く状況の変化や課題を踏まえ、今後、日野市が特別支援教育の更なる充実に向けて取り組む施策を明らかにし、更に特別支援教育の推進に向けて取り組むこととし、「第6次日野市特別支援教育推進計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置付け及び考え方

- 本計画は、特別支援教育の現状及び特別支援学級の状況等を踏まえ、日野市の児童・生徒が、それぞれの能力や可能性を伸ばし、将来の自立や社会参加を実現できるよう、適切な教育的支援を行うため、特別支援教育の充実を図るものとししました。
- 本計画では、特別支援学校や特別支援学級に在籍している児童・生徒だけでなく、通常の学級に在籍し、発達特性等により、学習や生活面などに困難を示す児童・生徒も対象としています。また、共生社会の実現に向けて、全ての子ども、保護者、教育関係者等にも関わる施策も示しています。
- 「第5次日野市基本構想・基本計画（2020プラン）」や、「第3次日野市学校教育基本構想（未来に向けた学びと育ちの基本構想）」を基に、「障害者保健福祉ひの6か年プラン（障害者計画）」などの関連計画や令和2年4月1日に施行した日野市障害者差別解消推進条例との整合を図るものとしします。
- 本計画では、特別支援教育の推進と共生社会の実現を目指しており、SDGsの17のゴールのうち、特に関連が深い「3.すべての人に健康と福祉を」「4.質の高い教育をみんなに」の達成に貢献しています。

3 計画期間

本計画は、令和5年度から令和9年度まで5年間とします。

4 国や東京都の近年の動向

(1) 国の動向

- 平成19年4月の学校教育法の改正により、従来の「特殊教育」から「特別支援教育」への転換が図られました。この法律改正は、特別支援教育の対象が、通常の学級に在籍する発達障害を含めた障害のある児童・生徒に拡大され、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒が在籍する全ての学校において特別支援教育を推進することになりました。
- 「障害者の権利に関する条約」が、平成18年12月に国連総会で採択され、平成26年1月に条約を締結しました。条約締結に向けて、平成23年8月に障害者基本法の改正、平成25年6月に障害者差別解消法が制定されました。平成28年4月に施行された障害者差別解消法では、全ての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進するとされました。
- 平成28年5月には、発達障害者支援法が改正され、切れ目なく発達障害者の支援を行うことが特に重要であり、教育に関しては、国及び地方公共団体は「可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育をうけられるよう配慮」すること等新たに規定されました。
- 平成24年7月には、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進（中央教育審議会初等中等教育分科会）」において、特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものであり、合理的配慮と基礎的環境整備などを充実させていくことが重要であるとしています。

(2) 東京都の動向

- 東京都教育委員会では、平成16年11月に、特別支援教育推進の基本的な方向を示す東京都特別支援教育推進計画を策定し、三次にわたる実施計画に基づき取り組みを実施してまいりました。
- 各実施計画では、特別支援学校の再編整備、個に応じた指導と支援の充実、発達障害教育の推進、特別支援教育の支援体制の整備など、特別支援学校のみならず、都内公立小学校、中学校及び義務教育学校並びに都立高校及び都立中等教育学校を含めた全ての学校において特別支援教育を推進してきました。
- 都における発達障害教育は、東京都特別支援教育推進計画に基づき、推進してきましたが、近年の発達障害教育を取り巻く状況の変化や、通常の学級における発達障害の可能性があると考えられる幼児・児童・生徒の在籍率等の実態を踏まえ、全ての公立学校における発達障害教育の充実を図っていく必

要性があることから、都教育委員会では、平成28年2月に東京都発達障害教育推進計画を策定し、平成28年度から令和2年度までの5年間を計画期間として、具体的な施策を展開してまいりました。

- 都は、知的障害特別支援学校の施設整備、特別支援学校のセンター的機能の充実や障害者を取り巻く状況等に適切に対応した特別支援教育を推進するため、平成29年度から令和9年度までの11年間の計画期間とした東京都特別支援教育推進計画（第二期）を策定し、特別支援教育を更に推進しています。

※ 国と東京都及び日野市の近年における特別支援教育に関する動向については、参考資料に年表有（P41 参照）

第2章 推進計画の基本理念と推進目標

1 基本理念

幼児・児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸長するために、学校・家庭・地域及び関係機関と一層密接な連携の下に、幼児期から学校卒業後までを見通した多様な特別支援教育を展開し、社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていける力を培い、共生社会の実現に寄与します。

2 推進目標

(1) 幼児期から学校卒業後まで、かしのきシートを活用した切れ目のない相談・支援体制を、市全体で構築します。

○エール（日野市発達・教育支援センター）を中心に、幼稚園、保育園、小・中学校、高等学校、特別支援学校をはじめ、福祉、保健、医療等の関係機関と連携した切れ目のない相談・支援体制を構築します。

○福祉と教育が一体となって、子どもの支援情報を切れ目なくつなぐ「かしのきシート（個別の支援計画）」を関係機関と連携し運用します。

(2) 全ての学校、教室において、子どもの特性への理解を図るとともに特別支援教育の視点を生かした質の高い教育を行います。

○学校における特別支援教育の推進体制として校内委員会の充実を図ります。

○授業のユニバーサルデザイン化を中心とした「ひのスタンダード」の実践研究を通し、全ての教員が子どもの特性への理解を深め、指導力向上に取り組みます。また、特別支援学級の教員には、専門性向上を図る取り組みを充実させます。

○「未来に向けた学びと育ちの基本構想（第3次日野市学校教育基本構想）」の趣旨である互いの違いを認め合う学級づくりを奨励し、一人一人の子どもに合った多様な学びと学び方の実現を目指します。

(3) 一人一人の子どもが安心して豊かに学べる教育環境を整備し、新たな特別支援教育推進体制を構築します。

○小・中学校における特別支援教室等における指導力の向上を図ります。

○ニーズに応じた特別支援学級を設置します。

○リソースルームにおける指導力の向上を図ります。

(4) 家庭や地域との連携を一層進め、共生社会の実現を目指します。

○全ての日野の子どもたちが共に学び育つことができる共生社会を実現するため、子どもたちに共生社会の理解・啓発を進めるとともに、交流及び共同学習の推進、副籍制度の推進、特別支援学校との連携を図ります。

○家庭との共通理解により、合理的な配慮による適切な教育的支援を行います。

○市民や保護者等に対して共生社会や特別支援教育の理解・啓発に取り組みます。

第3章 日野市における特別支援教育の現状と課題

1 これまでの取り組みと成果

(1) 学校の体制整備

① 校内委員会の設置

- ・小・中学校全校に設置しています。
- ・校内委員会の基本的な役割は、「特別な配慮を要する児童・生徒の実態把握」、「指導の手立てや配慮事項の検討」、「個別指導計画や個別の教育支援計画の作成」、「関係機関との連携」、「全教職員の共通理解を図るための校内研修の開催」などがあります。

② 特別支援教育コーディネーターの指名

- ・小・中学校全校で教員に指名しており、多くの学校で複数名を指名しています。
- ・平成18年度までは、コーディネーターの養成研修を実施し、その役割等について理解を深めてきました。平成19年度からは、校内委員会を中心として組織的な特別支援教育を推進できるよう、コーディネーター研修の充実に努めています。

③ 個別指導計画・個別の教育支援計画の作成

- ・個別指導計画は、支援が必要な児童・生徒に対して、一人一人の状態や発達段階に応じた、指導目標や内容、方法等の手立てを記し、きめ細かな指導を行うために作成しているものです。
 - ・個別の教育支援計画は、学校と家庭、関係機関が連携して適切な支援を行うため、個別指導計画を基に、支援情報等を継続的に記録し一貫して引き継ぎ、学齢期を通じて切れ目のない支援を行うものです。
特別支援学級に在籍または通級する児童・生徒を対象に作成しているほか、通常の学級及びリソースルームの利用者も必要により作成しています。
 - ・いずれの計画も、保護者と協議の上で作成するものです。
 - ・平成27年度より、個別の教育支援計画については、かしのきシートと書式を統一し、平成29年度より電子システムにより運用しています。
- ※「かしのきシート」については、別に掲載（P13、14参照）

④ 小学校・中学校へのリソースルームの設置

- ・リソースルームは、通常の学級に在籍し、特定の教科学習に困難を示している児童・生徒に対し、個別の補充指導等による学習支援を行う部屋です。
- ・リソースルームには、市で雇用した教員免許のあるリソースルームティーチャーを配置して、児童・生徒のつまずきに応じた個別の学習指導・支援を、週に1～2時間行います。
- ・平成30年度から全小中学校にリソースルームを設置し、各学校で個別の学習指導・支援を実施しています。
- ・リソースルームティーチャー研修会を年2回実施し、指導者の指導力向上に努めています。
- ・小学校と中学校それぞれでリソースルームマニュアルを作成し運営しています。

■リソースルームの設置校推移

年度	設置校	備 考
19	1校	潤徳小学校をモデル校として実施
20	9校	特別支援学級が設置されていない9校に設置
21	14校	知的障害学級がある5校（日野第三小を除く）に設置し、14校で事業を実施
22	16校	情緒障害等通級指導学級がある2校に設置し、16校で事業を実施
23	17校	小学校17校（全校）で事業を実施
24	17校	小学校17校（全校）で事業を実施
	1校	日野第三中学校でモデル事業を実施
25	17校	小学校17校（全校）で事業を実施
	2校	中学校2校で事業を実施
26	17校	小学校17校（全校）で事業を実施
	3校	中学校3校で事業を実施
27	17校	小学校17校（全校）で事業を実施
	4校	中学校4校で事業を実施
28	17校	小学校17校（全校）で事業を実施
	5校	中学校5校で事業を実施
29	17校	小学校17校（全校）で事業を実施
	6校	中学校6校で事業を実施
30～	17校	小学校17校（全校）で事業を実施
	8校	中学校8校（全校）で事業を実施

■リソースルームの利用児童・生徒数推移（平成29年度～令和3年度）

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
小学校	332	325	324	309	330
中学校	79	117	112	135	126

⑤ 学級支援員（介助員）の配置

- ・通常の学級並びに特別支援学級に対し、児童・生徒の安全確保や学級運営の支援のため、必要に応じて学級支援員（介助員）を配置しています。

(2) 特別支援学級の設置状況

- ・児童・生徒の実態に応じ、特性に応じた特別支援学級の新設や増級を進めています。新設や増級には、各学校の空き教室などの状況も踏まえながら、地域に偏りがないように配慮しています。特性種別にもよりますが、特別支援学級で指導を受ける児童・生徒は増加傾向にあります。
- ・平成26年度には、小学校の情緒障害等通級指導学級の対象児童の増加に伴い、滝合小学校に市内4校目として情緒障害等通級指導学級を新設しました。
- ・平成27年度には、中学校の自閉症・情緒障害特別支援学級の対象生徒の増加に伴い、日野第三中学校に市内2校目として自閉症・情緒障害特別支援学級を新設しました。
- ・平成28年度以降に、順次「特別支援教室（ステップ教室）」を導入し、平成30年度に全小中学校に設置しています。
- ・特別支援教室導入に伴い、特別支援教室専門員を配置しています。巡回指導教員や特別支援教育コーディネーター、在籍学級担任等との連絡調整及び個別の課題に応じた教材の作成、児童の行動観察や記録を行います（週4日程度勤務）。また、特別支援教室巡回相談心理士を派遣しています。児童の行動観察を行い、特性の状態を把握し、巡回指導教員・在籍学級担任等に指導上の配慮について助言します（年間4時間×10回程）。
- ・令和5年度には、東光寺小学校に市内1校目となる自閉症・情緒障害特別支援学級を新設します。

■特別支援学級の設置校数及び学級数の年度別推移（平成29年度～令和3年度）

学 校 別	特別支援学級		29年度		30年度		元年度		2年度		3年度	
			校 数	級 数	校 数	級 数	校 数	級 数	校 数	級 数	校 数	級 数
小 学 校	固 定	知的 障害	6	21	6	22	6	20	6	22	6	23
		病弱	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	通 級	言語 障害	2	6	2	6	2	6	2	5	2	5
		難聴	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		情緒 障害等	2	※		※		※		※		※
		ステップ 教室	11	※	17	※	17	※	17	※	17	※
中 学 校	固 定	知的 障害	3	9	3	8	3	10	3	9	3	9
		自閉症・ 情緒障害	2	6	2	7	2	6	2	7	2	8
	通 級	情緒 障害等										
		ステップ 教室	2	※	8	※	8	※	8	※	8	※

※平成28年度より、特別支援教室（ステップ教室）の導入により、情緒障害等通級指導学級の学級数という枠組はなくなりました。

(3) 教育委員会の取り組みと支援体制（平成20年度以降）

平成20年度に、学校課から「特別支援教育推進チーム」が独立し、就学相談や特別支援学級に関わる業務を集約して行う特別支援教育担当課が組織されました。更に、平成26年度からは、エール（日野市発達・教育支援センター）の開設に伴い、「特別支援教育推進チーム」は「教育支援課」として課名変更し、発達支援課とともに、エール内に配置されることになりました。

なお、教育支援課の発足に伴い、教育相談業務が教育センターから移管され、スクールソーシャルワーカー業務が新たな業務として加わっています。

令和2年より「教育支援課」と「発達支援課」が教育と福祉の一体化をめざす目的で統合され、「発達・教育支援課」と課名変更しています。

また、令和3年度から指導主事が、発達・教育支援課に配置されています。

① 特別支援教育総合コーディネーター・就学相談員の配置

- ・特別支援学級や特別支援学校への就学・進学相談や入級・転学相談に対応するため、特別支援学校の元教員などを就学相談員として配置しています。
- ・平成26年度より、特別支援教育の全般に渡る相談と調整、及び特別支援教育に関する学校への指導・助言などに対応するため、特別支援教育に知見のある元教員を特別支援教育総合コーディネーターとして配置しています。
- ・特別支援教育に関する相談は、年々増加しています。平成30年度からステップ教室への入級相談の窓口を学校に移しています。

② 巡回相談員の派遣

- ・巡回相談事業として、特別支援教育に知見がある心理等の専門家が学校を訪問し、発達特性等の児童・生徒の適切な対応のために、専門的な視点から助言を行っています。校内委員会への参加や個別指導計画等を作成する際の助言、児童・生徒の行動観察と希望する保護者との面談、担任からの相談等を行います。
- ・巡回相談員として大学等の学識経験者に委嘱し、市内小・中学校25校を分担して各学期に1回定期の巡回相談を行っています。また、必要に応じて、要請による巡回相談も行っています。

③ 専門委員会の開催

- ・通常の学級に在籍し、学習や生活面などに困難さを示す児童・生徒への望ましい対応について、専門的な検討を行うため専門委員会を設置しています。
- ・専門委員会は、学校からの申し出に基づいて年2回実施しており、医師と心理等の専門家、教育関係者が学校を一緒に訪問し、学習や生活面などに困難さを示す児童・生徒について、学習観察等を通して協議を行い、対象となる児童・生徒への教育的対応や医療的所見、家庭での対応について、学校や家庭に対し専門的な見解を提言しています。

④ 特別支援教育コーディネーター研修

- ・各学校で指名している特別支援教育コーディネーターの資質向上を図るため、年3回程定期的に研修を実施しています。
- ・研修会では、校内委員会の充実に向けた取り組みやコーディネーターの役割について学ぶほか、必要な課題について研修を行っています。
- ・平成24年度から3年かけて、研修を通して「校内委員会のマニュアル」を作り、コーディネーターの校内委員会における役割を明らかにするとともに、校内委員会の運営マニュアルとし各学校で活用を図っています。
その内容は、以下の書籍としてまとめ、市販されています。
○「校内委員会の1年間 月別マニュアル」 平成26年3月 東洋館出版社

- ・新しくシステム化された子どもの情報をつないでいくツールである「かしのきシート」（学校では個別指導計画）の作成方法について研修し、周知を図っています。

⑤ 特別支援教育に関わる研修

- ・特別支援教育の理解、充実に向けて、小・中学校の教員を対象とした研修を実施しています。また、教員の経験や職層等に応じた研修のほか、特別支援教室及び特別支援学級の教員には、専門性の向上を図るため、特性種別に応じた研究授業等、実践的な研修を実施しています。

⑥ 特別支援学校との連携

- ・市内にある都立七生特別支援学校は、エリアネットワークの拠点校として、日野市における特別支援教育のセンター的機能を担っています。特に東京都教育庁都立学校教育部の委託事業を受け、特別支援学級の専門性向上に向けた研修を実施しています。教育委員会が実施する特別支援教育に関わる研修には、都立七生特別支援学校（知的障害）や都立八王子東特別支援学校（肢体不自由）からも教員の派遣を受け、教材作りや指導方法等について連携して研修を実施しています。また、就学相談のほか、各学校で実施する研修等や通常の学級での授業支援にも教員を派遣しています。幼稚園や保育園、小・中学校等に在籍する幼児・児童・生徒に対し、保護者からの相談窓口を設け、専門的な指導や助言等を行っています。
- ・日野市に隣接している都立八王子東特別支援学校でも、日野市からの児童・生徒が多く在籍していることもあり、さまざまな連携を行っています。

⑦ 「ひのスタンダード」の研究の実践と研究成果の共有化

- ・通常の学級において、全ての子どもが参加し分かる授業を目指し、特別支援教育の視点を活用した学級環境や指導方法など（授業のユニバーサルデザイン化）を研究しています。研究成果は、市内の全学校、全教員の取り組みの基準「ひのスタンダード」として、研修や冊子の作成を通し共有化を図っています。
- ・研究成果の第1弾として、チェックリストを活用した授業のユニバーサルデザイン化について、各学校の実践例を以下の書籍にまとめ、出版しています。
 - 「通常学級での特別支援教育のスタンダード」平成22年8月 東京書籍
- ・平成25年度及び平成26年度には、文部科学省委託事業「発達障害理解推進拠点事業」を活用して、「ひのスタンダード」の研究を進め、全校で研究授業に取り組み、以下の冊子に研究成果（第2弾、第3弾）をまとめています。
 - 「授業のユニバーサルデザイン化マニュアル」平成26年3月
 - 「UD授業の組立て方」平成27年3月
- ・平成27年度及び平成28年度には、文部科学省委託事業「発達障害早期支援研

究事業」を活用して、「ひのスタンダード」の研究を更に進めました。これまでの「授業のユニバーサルデザイン化」だけでなく、「個への配慮」や「個に特化した指導」を加えた学習の三段構えにより、一人一人の学習を保障する指導・支援の体系化と方法論の確立を図っています。平成27年度には、全校で実践した研究授業の取り組みを、研究成果（第4弾）として以下の冊子にまとめました。

○「授業のUD化マニュアル～授業づくりの7ステップ～」平成28年3月
作成した冊子等は、全教員に配布し、研修等を通し共有化を図っており、教員の指導力向上、授業の改善に役立てています。

・平成28年度においては、「個に特化した指導」として、リソースルームに着目し、指導を受ける児童・生徒の実態を把握の上、効果的な指導方法や教材について研究しました。リソースルーム指導・支援の体系化によって、通常の授業の改善と合わせ、児童・生徒への指導力向上を図っていきます。

・平成29年度においては授業で想定されるつまずきを単なる勘ではなくアセスメントによる分析をし、授業の工夫や個別の指導に生かす試みをしました。

○「教科における学習上の困難を示す児童生徒のつまずきの把握と、つまずきを軽減するための効果的な授業の工夫と個別の指導」平成30年3月

・平成30年度には授業展開の工夫を視点に全校による授業研究を実施した。併せて「つまずき解消プロジェクト」として、全教員参加による教科におけるつまずき解消への手立て実践を収集しまとめました。

○「教科における学習上の困難を示す児童生徒のつまずきの把握と、つまずきを軽減するための効果的な授業の工夫と個別の指導」平成31年3月

○「小学校つまずき解消実践事例集&つまずき解消における考察」、「中学校つまずき解消実践事例集（別冊）」令和3年3月

⑨ 特別支援学級スクールバスの運行と通学費の補助

・小学校の知的障害特別支援学級は、小学校全17校中6校に設置しており、内5校の学区外に居住し徒歩の通学が困難な児童には、登下校時にスクールバスを運行し、通学の手段を確保しています。

・スクールバスに乗車しないで公共交通機関を利用する場合や、通級指導学級に通級するために、公共交通機関を利用する場合などは、交通費の補助をしています。

・スクールバスの運行には多額の経費がかかるため、近隣の学校2校で1台の運行にすることや、高学年の児童には、社会的自立のためできるだけ公共交通機関の利用を指導するなど、効率的な運行を実施しています。

・令和5年度4月に開級する東光寺小学校の自閉症・情緒障害特別支援学級は、安全・安心な登下校を実現するため、保護者の送迎を原則としています。

⑩ デジタルの活用による教育支援

・新型コロナウイルス感染症の拡大により実施された学校の休校時にクロムブック

- を持ち帰り、自宅での勉強や授業参加ができるよう、整備しました。
- ・副籍交流は、ZOOM を利用するなど新たな方法で実施しました。

(4) 福祉と教育の一体化による支援

① 「エール（日野市発達・教育支援センター）」の体制

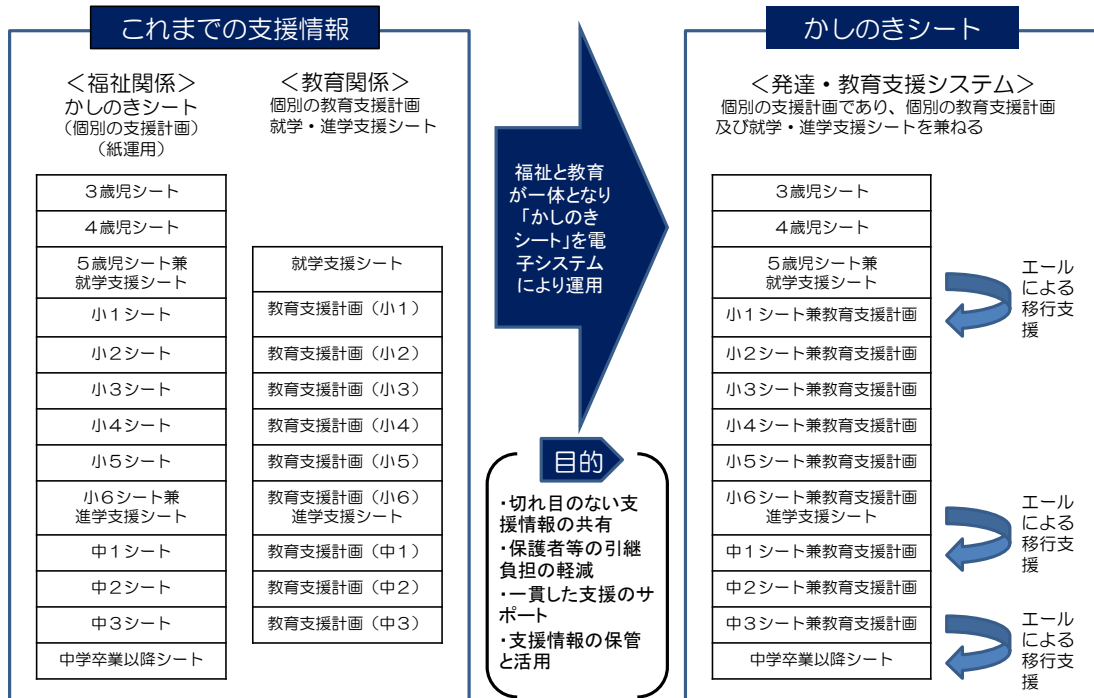
- ・0歳～18歳までの、発達面、行動面、学校生活面において支援を必要とする子ども、子どもの育ちについて不安のある保護者、関係機関に対し、福祉分野と教育分野が一体となって切れ目のない支援、総合的な相談や支援を実施することを目的に、エールが平成26年4月に開設されました。
- ・エールでは、保健師や臨床心理士、特別支援教育総合コーディネーターや就学相談員、言語聴覚士や作業療法士、スクールソーシャルワーカーや指導主事などの専門職により、福祉と教育が一体となった総合的な相談、支援事業を実施しています。

② 「かしのきシート」の運用

- ・「かしのきシート」は、0歳～18歳までの、発達面、行動面、学校生活面において支援を必要とする子どもを対象とし、保護者同意の上で、エールが中心になって作成する福祉と教育が一体となった「個別の支援計画」です。
- ・子どもの成長記録のほか、エール、保育園、幼稚園、小・中学校、高等学校で受けた支援内容を、子どもが在籍するそれぞれの機関で記録を作成し、就園や就学、進学の際には、今までの成長の記録や支援内容を次の機関に適切に引き継ぐことで、切れ目のない支援を受けられるためのツールになります。
- ・教育分野で作成している「個別の教育支援計画」や「就学支援シート・進学支援シート」についても、「かしのきシート」に統合し、支援情報及び管理の一本化と情報共有の迅速化、保護者及び学校等の負担軽減を図っています。
- ・平成26年度のエール開設に伴い、紙面により「かしのきシート」の運用を始めましたが、平成28年度より、かしのきシートを作成、保管をするための、発達・教育支援システムを構築し、市内の保育園、幼稚園、小・中学校が、シートの作成や参照をおこなっています。令和3年度末時点で76拠点がシステムで接続しています。

「かしのきシート」による切れ目のない支援

エールを中心とし、関係機関との連携による幼児期から学校卒業後までの切れ目のない支援情報の共有と活用



■かしのきシート作成者数推移 (平成29年度～令和3年度)

年度		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
作成者数		1,278	1,618	1,923	2,230	2,462
内訳	未就学児	260	272	277	262	297
	小学生	701	901	1,076	1,216	1,355
	中学生	261	332	399	448	464
	高校生	56	113	171	304	346

(5) 副籍制度並びに小・中学校と特別支援学校との交流及び共同学習

- ・副籍制度とは、共生社会の実現に向け、都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の小・中学校（地域指定校）に副次的な籍をもつことで、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度です。
- ・都立特別支援学校に在籍する児童・生徒も「地域の子どもである」という理念を関係者で共有することや、地域の中で児童・生徒同士がお互いを認め合い、尊重する経験を通して相互理解が進み「豊かな心」を育むことが期待されます。
- ・活動内容としては、地域指定校の学校行事や授業などに参加する直接的な交流と、学校便りや行事案内等のやりとりが中心の間接的な交流があります。なお、副次

的な籍は地域指定校に原則置くことになっています。

- ・副籍制度以外にも、特別支援学校に近い市立小・中学校では、特別支援学校の児童・生徒との交流及び共同学習を日常的に行っています。

■副籍制度希望児童・生徒数推移（平成29年度～令和3年度）

(人)

年度	七生特別支援学校		八王子東特別支援学校		ろう学校		盲学校		その他の特別支援学校		合計	
	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中
29	44	47	11	4	1	3	0	1	0	0	56	55
30	56	41	17	6	1	5	0	1	0	0	74	53
元	65	39	19	7	1	3	0	0	0	0	85	49
2	69	27	18	0	1	1	0	0	0	0	88	28
3	63	33	15	3	2	0	0	0	0	0	80	36

※「小」は小学校、「中」は中学校

※平成27年度より、自宅生の児童・生徒の人数となっています。

(6) 講演会の開催

- ・平成20年度から、特別支援教育や共生社会実現等に関わる講演会を開催し、広く市民や保護者、関係者等に共生社会の理解・啓発を行っています。

■講演会実施状況（平成29年度～令和3年度）

年度	講演会のテーマ	講師名
29	みんなが笑顔になれる家での生活・関わり 発達の特徴よりも大切なこと	明星大学教育学部 非常勤講師 榎本 拓哉氏
	親子で笑顔になれる関わりのコツ ネガティブサイクルをポジティブサイクルに	明星大学教育学部 非常勤講師 榎本 拓哉氏
30	はるながまち（シェークスピアホール）にやってきた	ライフステーション ワンステップ 「かたつむり」
	笑顔で生活を送るための関わり・対応のコツ	明星大学教育学部

	～小学校入学までに身に付けたい3つのこと～	非常勤講師 榎本 拓哉氏
元	僕たち私たちと考えよう！合理的配慮ってなあに？ ～障がい理由とする差別をなくすために皆でできること～	早稲田大学スチュー デントダイバーシテ ィセンター障がい学 生支援室発達障がい 学生支援部門 コーディネーター 吉野 智子氏
2	新型コロナウイルス感染拡大のため中止	
3	発達気になる子への支援～学校・家庭で出来ること ～	特別支援教育総合 コーディネーター 宮崎 芳子氏

2 特別支援学級の現状と推移

(1) 特別支援学級の児童・生徒数の推移

<固定学級>

固定学級は、特別に設定された時間割と指導計画に沿って、基本的に全ての指導を、在籍している学校の特別支援学級で行う学級です。市内には、知的障害学級、自閉症・情緒障害学級、病弱学級があります。

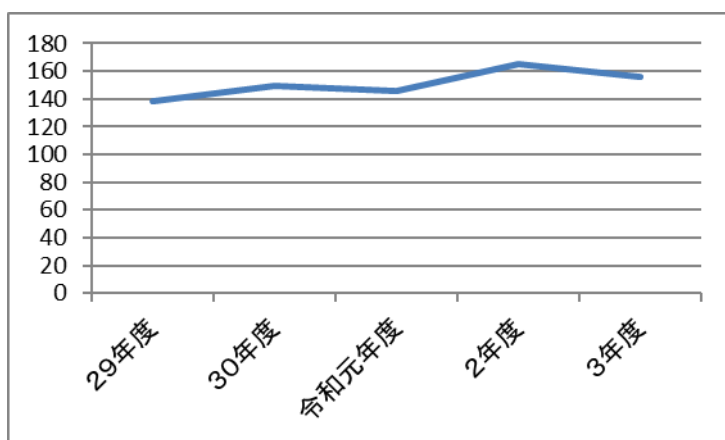
① 知的障害学級

- ・小学校では、市内全17校中6校にあり、市内の各地域に分散して設置しており、中学校では、市内に3校設置しています。小中学校ともに児童・生徒数はほぼ横ばいという状況です。

<小学校>

(人)

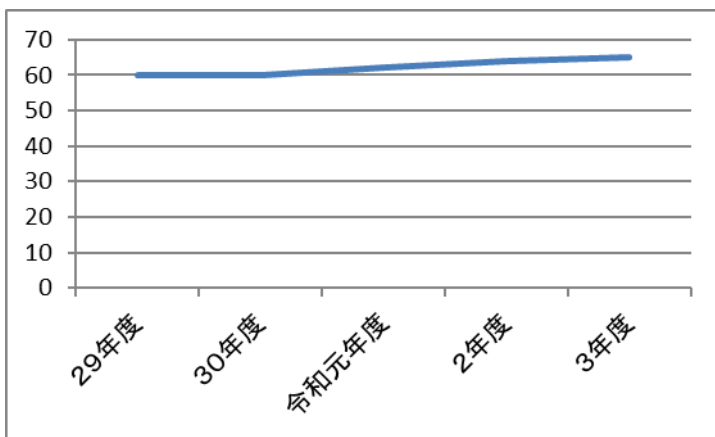
特性別	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
知的障害	138	149	146	165	156



<中学校>

(人)

特性別	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
知的障害	60	60	62	64	65



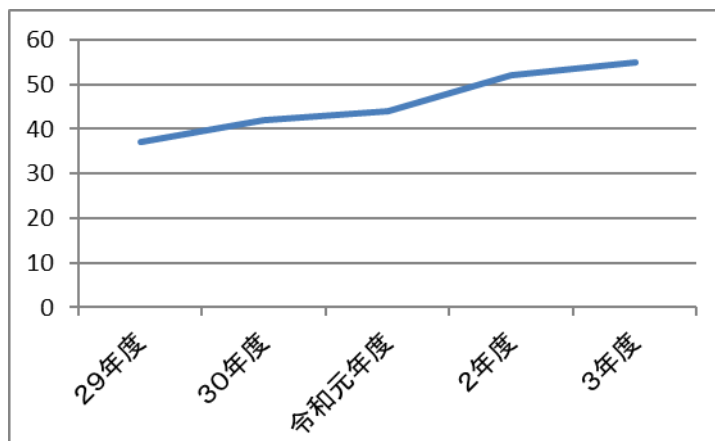
② 自閉症・情緒障害特別支援学級

- ・平成21年度に市内小・中学校で初めて日野第二中学校に開設しました。この学級は、知的発達に遅れがない、自閉症や情緒障害などの生徒を対象としています。
- ・コミュニケーションなどに課題があり、個別での指導や少人数での指導を必要とする生徒に、教科学習と合わせて課題解決に向けた指導を行っています。また、この学級では、生徒の実態に応じて、通常の学級に入って学習する教科もあります。
- ・生徒数の増加に伴い、平成27年度に市内2校目として、日野第三中学校に自閉症・情緒障害特別支援4学級を開設しています。
- ・令和5年度に市内小学校で初めて、東光寺小に自閉症・情緒障害特別支援学級を開設します。

<中学校>

(人)

特性別	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
自閉症・情緒障害	37	42	44	52	55



③ 病弱学級

- ・日野市立病院にある院内学級として、入院期間中の学習を保障するため、小学校の児童を対象に設置しています。
- ・近年は長期入院が減っていることから、病弱学級に籍を移し転学する児童は少なくなりました。
- ・病弱学級では、日常的に入院している児童に対し、学習指導や教育相談を実施し、学習の保障のほか児童の心の安定を保っています。

<通級指導学級>

通級指導学級とは、通常の学級に在籍している児童・生徒が、特性に応じた課題の改善や克服のため、通級指導学級の設置された学校に定期的に通い、専門的な指導を受けるための学級です。

市内には言語障害、難聴の通級指導学級があります。

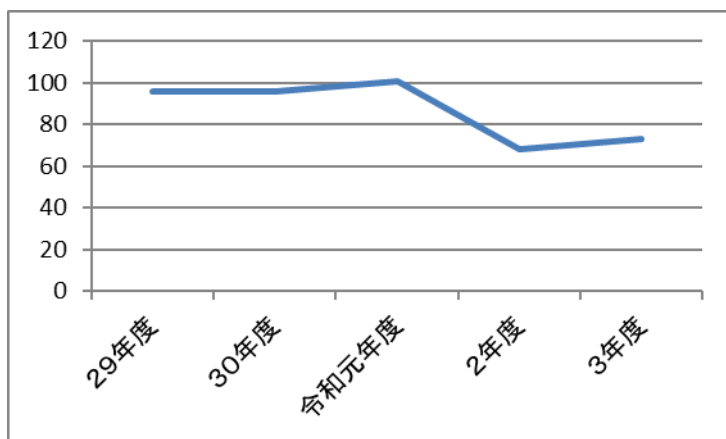
① 言語障害通級指導学級

- ・言語障害通級指導学級は、ことばの教室として、吃音、構音、言語発達などのことばの課題について児童への指導を行っています。
- ・この学級は、小学校のみの設置で、市内全17校中2校に設置されています。

<小学校>

(人)

特性別	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
言語障害	96	96	101	68	73



② 難聴通級指導学級

- ・きこえの指導を行っており、小学校のみの設置となります。

<小学校>

(人)

特性別	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
難聴	5	6	5	5	6

<特別支援教室（ステップ教室）>

東京都教育委員会では、各小中学校に「特別支援教室」を設置し、児童・生徒が「情緒障害等通級指導学級」に通う体制から、教員が巡回して児童・生徒の在籍小中学校で指導を行う体制に移行する方針を決定しました。

日野市教育委員会では、平成28年度から平成30年度の間に、順次「特別支援教室」に設置し、平成30年度においては全小中学校に導入しました。

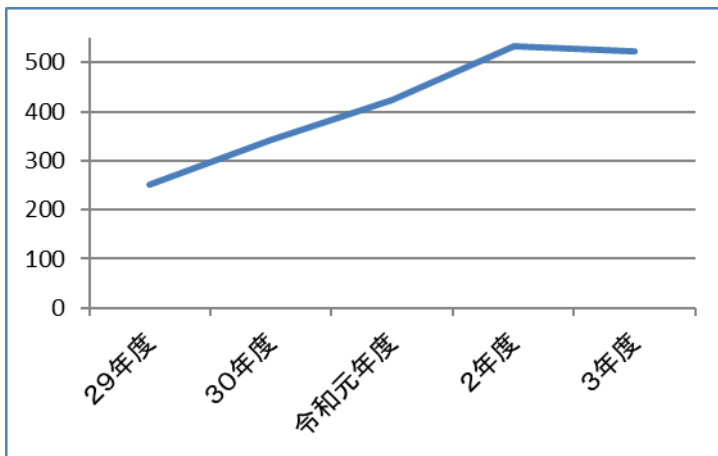
なお、日野市教育委員会では、「特別支援教室」を小・中学校共通の呼称として、「ステップ教室」とします。

※「ステップ」には、歩調、踏み段、跳躍の意義があり着実に成長する願いを込められています。

<小学校>

(人)

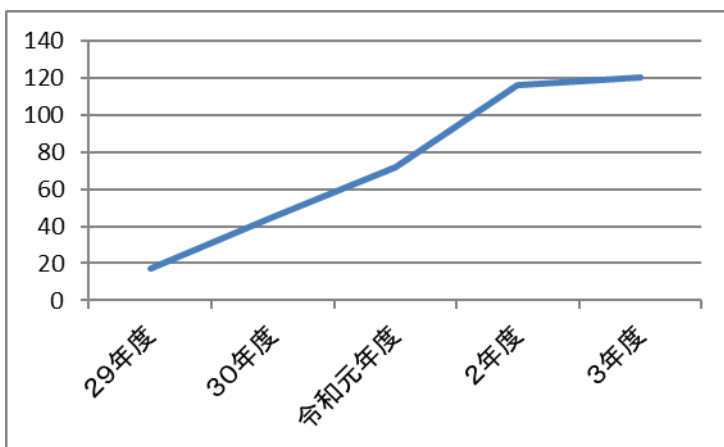
学級別	特性別	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
通級指導学級	情緒障害	86	0	0	0	0
ステップ教室	情緒障害	165	343	423	533	524
計		251	343	423	533	524



< 中学校 >

(人)

学級別	特性別	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
通級指導学級	情緒障害	0	0	0	0	0
ステップ教室	情緒障害	24	45	72	116	120
計		24	45	72	116	120



(2) 通常の学級における発達障害等の児童・生徒数の状況

①国と都の調査

平成24年12月に文部科学省が発表した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」では、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童・生徒の割合は、推定値6.5%となっています。

全体の割合では、男子が9.3%、女子が3.6%で、対象となる児童・生徒は、学年が上がるにつれて減り、小学校1年生では9.8%ですが、中学校3年生では3.2%という結果となっています。また、東京都では平成26・27年

度に、都内公立学校及び就学前機関における発達障害に関する実態調査をしています。

その結果、通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある幼児・児童・生徒の在籍率は、幼稚園・保育所等で5.1%、小学校で6.1%、中学校で5.0%、高校で2.2%でした。

②日野市の現状

日野市において、通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童・生徒（知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童・生徒）として、「通級指導学級」「特別支援教室（ステップ教室）」「リソースルーム」において指導を受けている児童・生徒は、全児童・生徒数に対する割合は、令和2年度8.2%、令和3年度8.7%となっています。また、その他にも通常の学級には、教育的支援を必要とする児童・生徒が在籍しています。

今後、教育的支援を希望する児童・生徒が増えることが予想されるとともに、潜在的に支援を必要とする児童・生徒に対応するための指導体制の充実が求められています。

(3) 日野市特別支援学級等に関するアンケート調査結果より

①調査概要

本計画を策定するにあたり、日野市の特別支援教育の取り組み状況等を把握し、策定にあたっての基礎資料とするため、保護者アンケートを実施しました。

a.調査対象

市立小・中学校の特別支援学級等（固定学級、通級指導学級、特別支援教室）に在籍する児童・生徒の全保護者

b.調査方法

各学級を通じて保護者に紙面の調査案内を配布し、調査案内記載の QR コード又は URL から回答を依頼しました。

c.調査時期

本調査は、令和4年7月に実施しました。回答は全て統計的に処理しております。

d.回収状況

配布枚数	回収件数	回収率
1047枚	356件	34.0%

～一部抜粋して記載～

②結果総括

～抜粋した質問について記載～

◆まとめ

保護者より、以下のことが期待されていることが分かりました。今回のアンケート結果を推進目標と具体的な施策に反映させ、計画を策定しています。

～抜粋した質問について記載～

3 特別支援教育の課題

(1) 特別支援教室（ステップ教室）における特別支援教育推進体制の充実

ステップ教室の指導力の向上やこれまでの特別支援教育推進体制の役割や連携の在り方、事業内容の見直しや充実を図る必要があります。

ステップ教室では、引き続き以下の課題があげられます。

- ・ステップ教室への入室を希望する相談者の増加への対応、学級担任との連携、指導力の向上
- ・専門家（大学教員等・医師）による巡回相談・専門委員会と、特別支援教室の特別支援教室巡回相談心理士との役割分担、事業内容の確認等
- ・リソースルーム、自閉症・情緒障害特別支援学級等との役割や連携の在り方等

(2) ニーズに応じた特別支援学級の新設

令和5年度4月から、小学校にも自閉症・情緒障害特別支援学級を開設します。今後もニーズに応じた学級の新設を検討します。

新設を検討する場合には、以下の課題があげられます。

- ・自閉性・情緒障害特別支援学級の設置場所等

(3) エール及びかしのきシートを中心にした連携・支援体制の充実

0歳～18歳までの支援が必要な子どもの相談・支援施設として、平成26年度にエール（日野市発達・教育支援センター）が開設され、福祉分野と教育分野が一体となって、切れ目のない支援、総合的な相談や支援を実施しています。また、エールが中心になって作成する福祉と教育が一体となった「かしのきシート（個別の支援計画）」は、平成28年度からシステムにより電子運用しています。

「個別の教育支援計画」と「就学支援シート・進学支援シート」を統合して「かしのきシート」として運用しています。

以下の課題があげられます。

- ・（仮称）子ども包括支援センターとエールとの連携及び役割分担
- ・エールにおける相談・支援情報の関係機関との情報共有
- ・エールの専門職による学校への支援体制の構築、及び学校との連携体制
- ・高等学校や特別支援学校などとの情報共有と連携体制
- ・かしのきシートによる学校支援情報との連携及び切れ目のない引き継ぎ
- ・かしのきシートへの円滑な運用及び関係機関による活用

(4) リソースルームによる指導・支援の充実

特別支援教室全校設置に伴い、ステップ教室との役割や連携の在り方、リソースルームティーチャーの指導力向上を図るための研修等の充実が必要とされます。

以下の課題があげられます。

- ・ステップ教室との役割や連携の在り方
- ・リソースルームティーチャーの指導力向上と人材の確保

(5) 教員の指導力向上と校内委員会を中心とした学校支援体制の充実

ひのスタンダード（通常の学級での特別支援教育のスタンダード）を基盤にした教員の指導力の向上と特別支援教育などに関する校内委員会体制の充実を図るため、さまざまな専門的な資源により、学校における支援体制の強化を図ります。

以下の課題があげられます。

- ・ひのスタンダードの実践と研修等による成果の共有化
- ・特別支援教育に関する職層別や特性種別毎の研修の充実により、教員の指導力向上、専門性向上
- ・校内委員会に、巡回相談員や特別支援教室巡回相談心理士などの資源の活用
- ・校内委員会に、各専門家、エールの専門職、スクールソーシャルワーカーの派遣等
- ・スクールカウンセラー、エール学校派遣心理士の機能強化
- ・学校及び教員の合理的配慮に関する意識向上
- ・不登校児童・生徒に対する校内委員会を中心とする理解及び支援体制の充実

(6) 特別支援学校との連携

都立七生特別支援学校及び都立八王子東特別支援学校を中心に、一層の連携を図り、教員の専門性向上、学校における支援体制の充実を図る必要があります。また、副籍制度について、都立特別支援学校の児童・生徒は、副次的な籍を市立の小・中学校である地域指定校に原則置くことになっています。副籍制度による交流及び共同学習を一層進め、共生社会実現への環境の醸成を図る必要があります。

以下の課題があげられます。

- ・特別支援学校との連携による教員の専門性向上、研修の充実
- ・就学相談や入級・転学相談との連携、情報共有
- ・小・中学校における交流及び共同学習の充実
- ・副籍制度における理解の推進、交流及び共同学習の充実

・特別支援学校の近隣校における小・中学校との交流及び共同学習

(7) 放課後等デイサービス等との連携

発達障害をはじめ障害のある子どもは、教育委員会、福祉部局といった各地方公共団体の関係部局や、放課後等デイサービス等といった複数の機関と関わっていることが多いなか、就学前から学齢期、社会参画まで切れ目なく支援していく体制を整備する必要があります。

なお、令和3年月 日時点の放課後等デイサービス事業所は、市内に21カ所あります。

以下の課題があげられます。

- ・学校と放課後等デイサービス等との情報共有
- ・放課後等デイサービス等についての教職員の理解促進

(8) 教育的支援を受けていない児童・生徒への支援の在り方の検討

教育的支援を受けていない児童・生徒を十分に支援する体制は、現時点において整っていないため、検討が必要です。

(9) 合理的配慮の推進

合理的配慮は一人一人の障害の状況や教育的ニーズに応じて決定されるものであり、教育委員会、学校、保護者により、発達の段階を考慮しつつ、可能な限り合意形成を図ったうえで、提供していくことが望ましいものです。

以下の課題があげられます。

- ・学校、各教員が合理的配慮を正しく認識して取り組む。
- ・児童・生徒本人及び保護者への周知と適切な情報提供を行っていく。
- ・合理的配慮の申出から、検討、調整、提供、評価のプロセスを整備する。

以上の特別支援教育の課題については、「第4章 日野市の特別支援教育の推進に向けた具体的な施策」の各施策に反映しています。

第4章 日野市の特別支援教育推進に向けた具体的な施策

推進目標と具体的な施策

<推進目標>

- 1 幼児期から学校卒業後まで、かしのきシートを活用した切れ目のない相談・支援体制を、市全体で構築します。

(1) エールにおける総合的な相談・支援体制の充実

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
エールにおける総合的な相談・支援体制の充実	継続				

- 相談の増加に対応するため、特別支援教育総合コーディネーター並びに就学相談員を複数名配置し、速やかに相談ができ、適切な支援につながる体制の充実を図ります。
- 保健師、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士、スクールソーシャルワーカー、指導主事など専門職との連携を図り、総合的な相談・支援体制を充実させます。

(2) エールを中心にした関係機関との連携支援体制の充実

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
エールを中心にした関係機関との連携支援体制の拡充	拡充				

- 関係機関との連携協議の場として、発達支援関係機関連携協議会を開催します。
- 福祉と教育の一体化に加え、医療、保健等との連携支援体制の拡充を図ります。
- 小・中学校との情報共有による、連携支援体制を強化します。
- 幼稚園・保育園をはじめ、高等学校等とも情報交換を行う機会を作り、連携支援体制の拡充を図ります。
- 子ども家庭支援センターと定期的に情報交換を行い、連携した支援をします。

- (仮称)子ども包括支援センターの相談機能との連携や役割分担により一層の相談機能の拡充を図ります。
- スクールソーシャルワーカーを1中学校区あたり1名配置することで小学校・中学校期の相談支援、連携体制の強化を図ります。

(3) 「かしのきシート」による支援情報の共有と内容の充実 <重点施策>

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
「かしのきシート」による支援情報の共有と内容の充実	充実				

- 福祉と教育が一体となった「かしのきシート」を運用し、関係機関との情報共有により、切れ目のない支援に活用します。
- 教科における「困難の状態」について「意図」を持って「手立て」を打つ、つまりき解消事例集を通して、教員の特別支援教育への理解を深め、かしのきシート内容の充実を図るとともに、教員が児童・生徒に対する手立て等をかしのきシートに反映できるよう努めます。
- 中学校卒業後の高等学校等への引継ぎの一層の充実を図ります。

<推進目標>

- 2 全ての学校、教室において、子どもの特性への理解を図るとともに特別支援教育の視点を生かした質の高い教育を行います。

(1) 教員の理解並びに指導力向上に向けた取り組みの推進 <重点施策>

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
教員の理解並びに指導力向上に向けた取り組みの推進	推進・継続				

- ひのスタンダードを基本に、全校において、全ての児童・生徒が分かる授業のユニバーサルデザイン化の取り組みを推進します。特に、一人一人の学び方の違いを理解し、デジタルの活用を推進しながら主体的な授業の仕方を追究します。
- 特別支援教育に関する研修を実施します。また、教員の職層や経験年数に応じ、研

修内容等を充実させます。

- 特別支援学級の教員には、その専門性向上を図るため、特性別の研修や実践的な研究授業などを行います。また、大学などの学識経験者のほか、特別支援学校との連携により特別支援学校教員からも助言等を受け、指導方法等の改善を図ります。
- 特性への理解や合理的配慮への対応などについて、学校や教員の意識啓発を図ります。

(2) ひのスタンダードの実践及び改善

～自分に合った多様な学びと学び方を視野に入れて～

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ひのスタンダードの実践及び改善	実践・改善				

- 未来に向けた学びと育ちの基本構想（第3次日野市学校教育基本構想）の趣旨を踏まえ、一人一人の子どもに合った多様な学びと学び方を視野に入れながら、ひのスタンダードの実践及び状況に応じて見直しを含めた改善を進め、通常の学級において、特別支援教育の視点を活用した学習環境や指導方法などの充実を図ります。
- 研究成果については、各学校にこれまでの報告書の活用を啓発し、研修の実施や研究授業の開催などを通し、その共有化を図ります。
- 国や都の委託事業や補助事業を可能な限り活用しながら、研究成果を高めます。

(3) 校内委員会を中心とした学校における支援体制の充実<重点施策>

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
校内委員会を中心とした学校における支援体制の充実	継続				

- 各学校における特別支援教育コーディネーターの複数配置を引き続き推進します。
- 校長・副校長・特別支援教育コーディネーターなどへの研修の実施や各マニュアル等の活用を推進し、校内委員会の充実を図ります。
- 特別支援の必要な児童・生徒に対する理解啓発及び関係機関とのつながりを強める支援体制の充実を図ります。
- 校内委員会を支援委員会と位置づけ、不登校児童・生徒との対応も引き続き行います。
- 校内委員会への支援として、専門委員会の実施や巡回相談員の派遣を行います。
- 特別支援教室巡回相談心理士の派遣を活用し、校内委員会への助言等を行います。
- 必要により医師等専門家やエールの各専門職の協力や参加を推進していきます。

(4) 学級支援員（介助員）の活用の充実

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
学級支援員（介助員）の活用の充実	継続				

○通常の学級や特別支援学級において、特別に配慮が必要な児童・生徒に対し、個別に支援するため、学級支援員（介助員）を配置します。

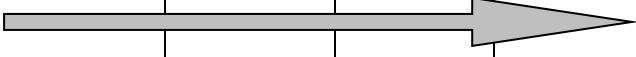
○児童・生徒との関わりが有益になるように、担任教員との連携や役割を明確にし、保護者や教員との共通理解を図りながら、学級支援員（介助員）の配置をします。

<推進目標>

- 3 一人一人の子どもが安心して豊かに学べる教育環境を整備し、新たな特別支援教育推進体制を構築します。

(1) 特別支援教室（ステップ教室）等における特別支援教育推進体制の充実

<重点施策>

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
小中学校における特別支援教室（ステップ教室）における特別支援教育推進体制の充実	充実				

○各学校において、巡回指導教員と学級担任との連携強化をし、入室前、退室後の在籍学級での支援の充実を図ります。

○児童・生徒及び保護者、学校関係者に対し、子どもの特性やその教育的支援の理解啓発を図ります。

○教員の指導力向上に向け、巡回指導教員対象の研修の充実により、専門性の向上を図っていきます。

○教育的支援を受けていない児童・生徒を支援する仕組みを引き続き検討していきます。

(2) ニーズに応じた特別支援学級の新設

項 目	種 別	令和5年 度	令和6年 度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度
ニーズに応じた特別支援学級の新設	【小学校】 自閉症・情緒 障害特別支援 学級	設置学 校の検 討	→			
	【小学校】 知的障害特別 支援学級 言語障害・難 聴学級 【中学校】 知的障害特別 支援学級 【中学校】 自閉症・情緒 障害学級（固 定学級）	継続	→			

- 各年度において対象児童・生徒数を把握し、学校の施設面を踏まえて、特別支援学級の増級については随時対応していきます。
- 小学校における自閉症・情緒障害特別支援学級については、ニーズに応じて新たな設置が必要になった場合には、設置校を含めて検討していきます。
- 小学校における自閉症・情緒障害特別支援学級の登下校については、保護者送迎として安全・安心な登下校を目指します。
- 小学校の知的障害学級で運行しているスクールバスについては、設置校の学区外に居住し徒歩の通学が困難な児童の交通手段として、効率的に運行します。なお、公共交通機関の利用については、生活スキルとして、児童が将来社会参画するために重要なものであることから、発達段階等を踏まえ検討します。


(3) リソースルームによる個別指導・支援の充実

項 目	令和5年 度	令和6年 度	令和7年 度	令和8年 度	令和9年 度
リソースルームによる個別指導・支援の充実	継続	→			

- ステップ教室との役割や連携の在り方について確認し、児童・生徒への特性に応じ

た支援の強化を図ります。また、リソースルームティーチャーの指導力向上を図るため、定期的に研修会を実施するとともに、人材の確保を図ります。

(4) 合理的配慮の推進


項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
合理的配慮の推進	拡充				

○各小・中学校で実施している合理的配慮の事例を集め、積極的に発信していきます。

○各小・中学校からの相談に応じ、合理的配慮に関する検討を実施します。検討結果を踏まえ、合理的配慮に関する調整、提供、見直しをします。

○検討結果は相談のあった小・中学校だけでなく、全小・中学校に発信し、市全体として指針となるような形を目指していきます。


(5) 医療的ケア児への対応

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
医療的ケア児への対応	拡充				

○保護者の理解と協力の下、就学前の保育園・幼稚園等と学校との間で医療的ケア児に関する情報共有が確実かつ円滑にできるような体制を整備し、就学後の円滑な医療的ケアの実施につなげられるようにします。

○学校が安全・安心に医療的ケア児の受入れができるようにするため、教育、医療、保健、福祉などの関係機関で構成する会議体を構築します。

(6) デジタルの活用

項 目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
デジタルの活用	拡充				

○デジタル教科書やデジタル教材の活用を推進し、障害のある児童・生徒への個に応じた指導を充実させます。また、研修会等で各校の実践を共有します。

○校内における交流及び共同学習が円滑に実施できるよう、デジタルの活用方法について研究・推進します。

<推進目標>

4 家庭や地域との連携を一層進め、共生社会の実現を目指します。

(1) 市民に向けた共生社会の理解・啓発の推進

項 目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
市民に向けた共生社会の理解・啓発の推進	継続				

○児童・生徒並びに保護者、関係者、広く市民に向けて、特別支援教育や共生社会実現、障害者差別等をテーマとする講演会を実施するなど、さまざまな機会を通し、共生社会の理解・啓発を推進します。また、教員向けに特別支援教育に関する研修を実施する際、目的、内容に応じて、市民参画を視野に入れていきます。

○特別支援教育に関するリーフレットを作成し、保護者をはじめ、各幼稚園や保育園、小・中学校や庁内関係機関に配布し、その取り組みについて連携・理解・啓発をします。

○家庭との情報共有と共通理解により、合理的な配慮による適切な教育的支援を行います。

○全ての市民が互いに人格と個性を尊重し合う共生社会「ともに生きるまち 日野」の実現を目指す日野市障害者差別解消推進条例とともに、互いの違いを認め、一緒に学び合う学級づくりを奨励します。

(2) 交流及び共同学習の推進

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
交流及び共同学習の推進	継続				

- 特別支援学級と特別支援学校の児童・生徒との交流、地域の小・中学校と特別支援学校の児童・生徒との交流を深め、共生社会実現への環境を醸成します。
- 特別支援学級と通常の学級の児童・生徒の相互理解を深める交流及び共同学習を推進します。
- 児童・生徒が教科等のねらいを達成できるよう、校内における交流及び共同学習を児童・生徒の実態に応じて日常的に実施できる環境づくりを推進します。

(3) 副籍制度の推進

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
副籍制度の推進	継続				

- 副籍制度について、特別支援学校の児童・生徒や地域指定校のニーズを把握し、相互理解と協力のもと、豊かな交流を実現します。
- 副籍制度について、教員の理解を深め、地域指定校の交流体制の充実を図ります。
- 副籍制度を通して、児童・生徒並びに保護者の交流などを行い、共生社会の実現に向けた理解・啓発を推進します。
- 特別支援学校及び特別支援学級を教員が相互に訪問し、児童・生徒の様子を把握し、副籍制度を活用した交流への参加を推進します。
- 地域指定校以外の特別支援学級に通う児童・生徒が、地域指定校の通常の学級の児童・生徒と交流及び共同学習を行う、日野市版副籍制度の構築を目指します。

(4) 特別支援学校との連携

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
特別支援学校との連携	継続				

- 都立七生特別支援学校並びに都立八王子東特別支援学校を中心に、各種研修会及び連絡会、就学相談委員会等で一層の連携を図ります。

- 特別支援学校教員が、小・中学校を訪問して通常の学級で授業支援をすることや、教員に対し専門的な情報の共有や助言をすることで、学校における支援体制の充実を図ります。
- 小・中学校教員の特別支援学校研修会への参加や、特別支援学校との研修の共催などを通し、小・中学校教員並びに特別支援学校教員相互の指導力向上を図ります。
- 就学相談や入級・転学相談における連携と情報共有の強化を図ります。
- エールやかしのきシートの取り組みについて連携を図ります。

(5) 放課後等デイサービス等との連携

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
放課後等デイサービス等との連携	連携				

- 学校や放課後等デイサービス等との関係を構築するため、既存の発達支援関係機関連絡協議会等を活用し、情報の共有及び連携を図ります。
- 既存の発達支援関係機関連絡協議会等を活用し、教職員の理解促進を図ります。

(6) 保護者同士の情報共有

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
保護者同士の情報共有	推進				

- 保護者同士が情報共有するうえでの交流の場等を設けるよう働きかけをしていきます。
- 子どもの発達が気になる保護者が集まれる親の会の活動を積極的に進める等、保護者が孤立感、孤独感を軽減できるような環境の整備に努めます。また、必要に応じて心理士等の専門職が交流の場に参加し、保護者に情報が提供できるよう努めます。

第5章 計画の進行管理（推進体制）

1 計画の進行管理

- 本計画の推進にあたっては、市民、学校、関係機関に周知し、必要な事業の推進を図ります。
- 本計画を推進するための組織として、学識経験者、学校関係者、福祉関係者、教育関係者、関係機関等で構成する「特別支援教育推進委員会」を設置し、計画の進捗状況の把握とともに、今後の日野市の特別支援教育についても検討していきます。

2 計画の進捗状況の点検と評価

- 特別支援教育推進計画が着実に展開できるよう、Plan（計画）－Do（実行）－Check（評価）－Action（改善）のPDCAサイクルの各段階において、進行管理を行っていきます。
- 年度毎に本計画の具体的な施策の進捗状況を把握し、特別支援教育推進委員会において、点検と評価を行います。

《参考資料》

1 日野市特別支援教育推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 日野市における特別支援教育の更なる推進を図るための計画（以下「日野市特別支援教育推進計画」という。）を策定するに当たり、日野市特別支援教育推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について協議及び検討を行い、その結果を教育長に報告する。

- (1) 日野市特別支援教育推進計画の素案の内容に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、日野市特別支援教育推進計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者につき教育長が委嘱し、又は任命する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2人
- (2) 日野市立小学校長の代表 1人
- (3) 日野市立中学校長の代表 1人
- (4) 日野市立幼稚園長の代表 1人
- (5) 都立七生特別支援学校長 1人
- (6) 日野市立小中学校PTA協議会の代表者 1人
- (7) 少年学級親の会の代表者 1人
- (8) 発達・教育支援センター長 1人
- (9) 健康福祉部障害福祉課長 1人
- (10) 教育部教育指導担当参事 1人
- (11) 教育部統括指導主事 1人
- (12) その他教育長の指名するもの 3人以内

(任期)

第4条 委員会の委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事項が完了する日までとする。ただし、次回の計画の策定における再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会において会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(謝礼金)

第7条 委員が委員会に出席したときは、別に定める所定の金額を謝礼金として支払う。ただし、東京都及び日野市の職員には支払わない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会教育部発達・教育支援課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年6月27日から施行する。

2 第6次日野市特別支援教育推進計画策定委員会 委員名簿

No.	区 分	名 前	所 属	備 考
1	学識経験者	大西 孝志	東北福祉大学教授	
2	学識経験者	小貫 悟	明星大学教授	
3	日野市立小学校長の代表	山口 早苗	日野市立旭が丘小学校 (日野市立公立小学校長会)	
4	日野市立中学校長の代表	石川 晴一	日野市立三沢中学校 (日野市立公立中学校長会)	
5	日野市立幼稚園長の代表	比留間 千草	日野第七幼稚園 (日野市立公立幼稚園長会)	
6	都立七生特別支援学校長	黒澤 一慶		センター校
7	市民（保護者）	諸星 修	日野市立小中学校PTA協議会	
8	市民（保護者）	阿部 裕仁	日野市少年学級親の会	
9	発達・教育支援センター長	中田 秀幸		
10	健康福祉部障害福祉課長	高原 洋平		
11	教育部教育指導担当参事	長崎 将幸		
12	教育部統括指導主事	馬場 章夫		
13	教育センター 所長	正留 久巳		
14	特別支援教育総合コーディネーター	宮崎 芳子		
事務局				
	発達・教育支援課長	萩原 美和子		
	指導主事（特別支援教育担当）	宮崎 友和		
	発達・教育支援課 課長補佐	吉沢 隆助		
	発達・教育支援課 発達・教育支援係長	木暮 郁美		
	発達・教育支援課 発達・教育支援係	福地 純子		

3 第6次日野市特別支援教育推進計画策定委員会の検討経過

開催日時等	検討内容など
令和4年 6月28日(火) 午前10時128時 (三沢中学校)	<u>【第1回】特別支援教育推進計画策定委員会</u> <ul style="list-style-type: none"> ・挨拶、委員紹介、委員長・副委員長の選出 ・計画策定の説明、特別支援教育の動向と課題について ・第5次特別支援教育推進計画の取り組み状況等について ・第6次特別支援教育推進計画の骨子(案)について ・特別支援学級保護者アンケートの実施について
7月	特別支援学級保護者アンケートの実施
8月23日(火) 午前10時～12時 (旭が丘小学校)	<u>【第2回】特別支援教育推進計画策定委員会</u> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級保護者アンケートの集計結果等について ・第6次特別支援教育推進計画案の検討について
10月25日(火) 午前10時～12時 (三沢中学校)	<u>【第3回】特別支援教育推進計画策定委員会</u> <ul style="list-style-type: none"> ・第6次特別支援教育推進計画案の検討について ・パブリックコメントの方法、時期等について
11月	パブリックコメントの募集(広報掲載等)
令和5年 1月24日(火) 午前10時～12時 (旭が丘小学校)	<u>【第4回】特別支援教育推進計画策定委員会</u> <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの対応について ・第6次特別支援教育推進計画案及び推進体制について
2月～3月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会にて、第6次特別支援教育推進計画の策定 ・第6次特別支援教育推進計画の報告と周知

4 特別支援教育に関する動向（平成19年度～）

特別支援教育に関する動向（平成19年度～）

年度	国	東京都	日野市
平成19年度	学校教育法の一部改正 特別支援教育の推進について（文部省通知） ・通常の学級の発達障害の児童・生徒も対象 ・校内支援体制の整備 ・一人一人の実態等に応じた指導の充実 ・交流及び共同学習の推進 障害者権利条約署名	東京都特別支援教育推進計画第二次実施計画の策定 ・特別支援教育に関する校内委員会の設置 ・特別支援教育コーディネーターの指名 ・個別指導計画、個別の教育支援計画、就学・進学支援シートの導入開始 ・副籍制度、センター的機能の開始	日野市特別支援教育推進計画の策定 ・特別支援教育に関する校内委員会の設置 ・特別支援教育コーディネーターの指名 ・個別指導計画、個別の教育支援計画、就学・進学支援シートの導入開始 ・小学校におけるリソースルーム事業開始
平成20年度		東京都教育ビジョン（第2次）の策定	日野市学校教育基本構想（教育のまち 日野）の策定
平成22年度		東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画の策定 ・新たな特別支援教育推進体制（特別支援教室構想）	第5次日野市基本構想・基本計画（2020プラン）の策定 第2次日野市特別支援教育推進計画の策定
平成23年度	障害者基本法の改正	「2020年の東京」の策定	障害者保健福祉ひの6か年プランの策定
平成24年度	中教審報告初等中等教育分科会報告 ・共生社会の形成に向けて（インクルーシブ教育システム） ・就学相談、就学先決定の在り方について ・合理的配慮及びその基礎となる環境整備 ・多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進 ・教職員の専門性向上等 通常の学級に在籍する発達障害等児童生徒の実態調査（文部科学省調査）		・中学校におけるリソースルーム事業開始
平成25年度	障害者差別解消法制定	東京都教育ビジョン（第3次）の策定	第2次日野市学校教育基本構想（教育のまち 日野）の策定 第3次日野市特別支援教育推進計画の策定

年度	国	東京都	日野市
平成26年度	障害者権利条約批准		<ul style="list-style-type: none"> ・エール（日野市発達・教育支援センター）開設 ・かしのきシート（個別支援計画）の段階的運用
平成27年度		<p>東京都教育施策大綱の策定 東京都発達障害教育推進計画の策定 ・特別支援教室の導入計画（小学校・中学校）</p>	<p>学びと育ちの日野ビジョン（日野市総合教育大綱）の策定 ・かしのきシートのシステム開発</p>
平成28年度	障害者差別解消法の施行 発達障害者支援法の改正	<p>小学校特別支援教室の順次導入 平成28年度から平成30年度の間、都内全ての公立小学校に特別支援教室を導入</p> <p>中学校特別支援教室モデル事業の実施 平成28年度と平成29年度に、都内4区市で特別支援教室のモデル事業を実施</p> <p>第2次東京都特別支援教育推進計画の策定</p>	<p>小学校特別支援教室の順次導入 以下の小学校3校に特別支援教室を導入 ・八小（拠点校）、潤徳小、七生緑小</p> <p>中学校特別支援教室モデル事業の実施 以下の中学校4校で特別支援教室モデル事業を実施 ・三中（拠点校）、一中、三沢中、平山中</p> <p>第4次日野市特別支援教育推進計画の策定（平成29年度～平成31年度）</p>
平成29年度		<p>中学校特別支援教室モデル事業の実施 平成28年度と平成29年度に、都内4区市で特別支援教室のモデル事業を実施</p>	<p>小学校特別支援教室の順次導入 以下の小学校8校で新たに特別支援教室を導入 ・一小（拠点校）、四小、仲田小 ・五小（拠点校）、六小 ・滝合小（拠点校）、平山小、旭が丘小</p> <p>中学校特別支援教室モデル事業の実施 以下の中学校4校で新たに特別支援教室モデル事業を実施 ・二中、七生中、四中、大坂上中</p>

年度	国	東京都	日野市
平成30年度		中学校特別支援教室の順次導入	<p>小学校特別支援教室の順次導入 以下の小学校6校で新たに特別支援教室を導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南平小（拠点校）、豊田小、夢が丘小 ・東光寺小（拠点校）、三小、七小 <p>※小学校特別支援教室の導入（全校） ※中学校特別支援教室の導入（全校）</p> <p>第3次日野市学校教育基本構想（日野市 未来に向けた学びと育ちの基本構想）の策定</p>
令和元年度			<p>七生緑小学校の特別支援教室を巡回校から拠点校に変更し実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日野第八小学校（拠点校）、潤徳小学校 ・日野第一小学校（拠点校）、日野第四小学校、仲田小学校 ・日野第五小学校（拠点校）、日野第六小学校 ・滝合小学校（拠点校）、平山小学校、旭が丘小学校 ・南平小学校（拠点校）、豊田小学校 ・東光寺小学校（拠点校）、日野第三小学校、日野第七小学校 ・七生緑小学校（拠点校）、夢が丘小学校 <p>小学校特別教室実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日野第二中学校（拠点校）、七生中学校、日野第四中学校、大坂上中学校 ・日野第三中学校（拠点校）、日野第一中学校、三沢中学校、平山中学校 <p>第5次日野市特別支援教育推進計画の策定（令和2年度～）</p>

年度	国	東京都	日野市
令和2年度	学習指導要領改訂（中学校は令和3年度から）		豊田小学校に設置している通級指導学級（言語障害・難聴）を南平小学校へ移設 日野市障害者差別解消推進条例施行
令和3年度	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行	東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第二次実施計画（令和4年度から令和6年度）	平山中学校の特別支援教室を巡回校から拠点校に変更 小学校拠点校に変更なし ・日野第一中学校（拠点校）、大坂上中学校 ・日野第二中学校（拠点校）、日野第四中学校 ・日野第三中学校（拠点校）、三沢中学校 ・平山中学校（拠点校）、七生中学校
令和4年度			第6次日野市特別支援教育推進計画の策定（令和5年度～）
令和5年度			東光寺小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を開設
令和6年度			
令和7年度			
令和8年度			
令和9年度			第7次日野市特別支援教育推進計画の策定（令和10年度～）

6 用語解説

(特別支援教育関わる主要な用語は文部科学省用語解説等より引用)

あ 行

○インクルーシブ教育システム

障害者の権利に関する条約第 24 条によれば、「インクルーシブ教育システム（包容する教育制度）」とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

○SDG s

SDG s（持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDG s））は、経済・社会・環境の 3 つのバランスが取れた社会を目指す国際目標であり、平成 27 年（2015 年）9 月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられているもの。

この SDG s は、発展途上国だけでなく、先進国も含めたすべての国々、人々を対象としており、2030 年度までに持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットで構成されている。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、達成に向けてすべての人々が SDG s を理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが求められている。

国では、平成 28 年（2016 年）に内閣に「持続可能な開発目標（SDG s）推進本部」を設置するとともに、同年に策定した「持続可能な開発目標（SDG s）実施指針」には、地方自治体の各種計画等に SDG s の要素を最大限反映することを奨励している。

○エリアネットワーク

東京都特別支援教育推進計画において、LD 等を含め障害のある児童・生徒等その保護者に対して総合的な支援を行うための地域性と専門性を備えたシステム。教育、保健・医療、福祉、労働等による新たな連携体制。

か 行

○かしのきシート

0歳から18歳までの切れ目のない支援を行うための個別の支援計画である。

平成22年10月に設置された「切れ目のない支援検討委員会」で提案されたもので、平成26年度に開設したエール（日野市発達・教育支援センター）で運用する。0歳から18歳までの子どもの成長の記録やサポート内容を、各ステージの移行期を中心に「かしのきシート」を通して切れ目なくつなぐことで、継続性のある一貫した支援の実現を図る。

「かしのきシート」の名前は、「かしの木」が日野市の市木であり、常緑樹でゆっくり成長をし、大きな木になって実もつけるので、かしの木のように成長してほしいという願いを込めて、保護者の方が命名した。

○学級支援員（介助員）

学級支援員（介助員）とは、市立幼・小・中学校等において、校長、副校長、特別支援教育コーディネーター、担任教師等と連携し、日常生活上の介助（食事、排泄、教室の移動補助等）、学習支援、健康・安全確保、周囲の幼児児童生徒の障害理解促進等を行う者である。

○基礎的環境整備

障害のある子どもに対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶ。これらの環境整備は、その整備の状況により異なるところではあるが、これらを基に、設置者及び学校が、各学校において、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、「合理的配慮」を提供する。

「合理的配慮」の充実を図る上で、「基礎的環境整備」の充実は欠かせない。そのため、必要な財源を確保し、国、都道府県、市町村は、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取り組みとして、「基礎的環境整備」の充実を図っていく必要がある。その際、特別支援学校の「基礎的環境整備」の維持・向上を図りつつ、特別支援学校以外の学校の「基礎的環境整備」の向上を図ることが重要である。また、「基礎的環境整備」を進めるに当たっては、ユニバーサルデザインの考え方も考慮しつつ進めていくことが重要である。

なお、「基礎的環境整備」については、「合理的配慮」と同様に体制面、財政面を勘案し、均衡を失した又は過度の負担を課さないよう留意する必要がある。また、「合理的配慮」は、「基礎的環境整備」を基に個別に決定されるものであり、それぞれの学校における「基礎的環境整備」の状況により、提供される「合理的配慮」は異なることとなる。

○共生社会

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会を言う。

○校内委員会

支援が必要な児童・生徒の実態把握をしたり支援の方法を検討したりするため、学校内に設置された組織で、管理職や特別支援教育コーディネーター、対象児童・生徒の担任、養護教諭等で構成されるほか、各学校の実状に合わせて、特別支援学級教諭やスクールカウンセラーなど専門職員が関わるのが効果的である。

○交流及び共同学習

小・中学校等や特別支援学校の学習指導要領等においては、「交流及び共同学習」として、障害のある子どもと障害のない子どもが活動を共にする機会を積極的に設けるよう示されている。

障害のある子どもと障害のない子どもと一緒に参加する活動は、相互のふれ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があるものと考えられ、「交流及び共同学習」とは、このように両方の側面が一体としてあることをより明確に表したものである。

○合理的配慮

「障害者の権利に関する条約」第2条の定義において、「合理的配慮」とは、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」とされている。なお、「負担」については、「変更及び調整」を行う主体に課される負担を指すとされている。

「合理的配慮」の決定・提供に当たっては、各学校の設置者及び学校が体制面、財政面をも勘案し、「均衡を失した」又は「過度の」負担について、個別に判断することとなる。各学校の設置者及び学校は、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶというインクルーシブ教育システムの構築に向けた取り組みとして、「合理的配慮」の提供に努める必要がある。その際、現在必要とされている「合理的配慮」は何か、何を優先して提供する必要があるかなどについて、共通理解を図る必要がある。

○個別の指導計画

「個別の指導計画」は、障害のある幼児児童生徒への指導を行うためのきめ細かい計画であり、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画である。例えば、単元や学期、学年等ごとに作成され、各学校において、これに基づいた指導等が行われる。東京都では、「個別指導計画」という。

○個別の教育支援計画

「個別の教育支援計画」は、学校と他機関との連携を図るための長期的な視点に立った計画であり、障害のある子どもの一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な支援を行うことを目的として策定される。

障害のある子どもに対し、一貫して的確な支援を行うためには、教育のみならず、福祉、

医療、労働等の様々な関係機関、関係部局の連携協力が必要であり、連携協力する上で「個別の教育支援計画」を活用することが期待されている。

東京都では、「学校生活支援シート」ともいい、日野市では、「かしのきシート」に統合し運用する。

さ 行

○社会的障壁

障害者基本法第2条では、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」と定義されている。なお、①事物とは、ことがら、建物、設備など、②制度とは、利用しにくい制度、仕組みなど、③慣行とは、障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など、④観念とは、障害のある方への偏見などを指す。

○就学支援シート、進学支援シート

幼稚園や保育園、小学校での園児や児童の様子、進めてきた指導等について、支援シートを用いて、小学校や中学校に引継ぎをするもの。小学校や中学校では、支援シートに書かれた内容を入学時の指導に活用し、また保護者とのスムーズな連携を図り、入学後の相談活動を進めやすくする。

日野市では、「かしのきシート」に統合し運用する。

○障害者差別解消法

正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」で、平成25年6月に制定され、一部の附則を除き平成28年4月から施行された。国連の「障害者の権利に関する条約」の批准に向けた国内法制度の整備の一環として制定された。「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進すること」を目的としている。障害者差別解消法では、「障害を理由に差別的取扱いや権利侵害をしてはならない」「社会的障壁を取り除くための合理的配慮の義務付け」「国は差別や権利侵害を防止するための啓発や知識の普及に取り組まなければならない」等が定められている。

○障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

障害者の権利に関する条約は、平成18年12月に国連総会で採択され、平成20年に発効した。日本では、障害者基本法の改正、障害者差別解消法の成立など必要な国内法制度の整備等を進め、平成25年12月に国会で承認され、平成26年1月に条約の批准書を国連に提出し、2月に効力が発生している。

障害に基づく差別の禁止や障害者の社会参加促進などが内容として盛り込まれており、教育については第24条に記載されている。

た 行

○東京都特別支援教育推進計画

この計画は、これからの都における特別支援教育の方向性について、全都的な視点に立って展望を明らかにする総合的な計画として、平成16年11月に策定した長期計画。この計画は、知的な遅れのない発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒の教育に対する都民の期待にこたえ、都立特別支援学校が抱える課題の解決とともに、幼稚園、小学校及び中学校、区立特別支援学校、都立高等学校及び都立中等教育学校における特別支援教育の推進・充実に図るためのものである。

東京都では、平成28年度に東京都特別支援教育推進計画（第二期）〈計画期間 平成29年～令和8年〉を策定した。

○特殊教育

心理的又は身体的に何らかの障害のある児童・生徒は、その障害のために通常の教育内容・方法による通常の学級での教育が困難であることから、その特性や能力に応じて特別な教育を行う学校教育。

平成19年の「学校教育法」の改正により特別支援教育への転換が図られるまで、特殊教育制度の下に障害のある児童・生徒の教育が行われていた。

○特別支援教育

障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う。また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけではなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が在籍するすべての学校において実施されるものとなった。

○特別支援学級

通常の学級における学習では、十分その効果を上げることが困難な児童・生徒のために特別に編制された学級。日野市では、「知的障害」、「自閉症・情緒障害」、「病弱」の特別支援学級（固定学級）と「情緒障害等」、「言語障害」、「難聴」の特別支援学級（通級指導学級）を設置している。

固定学級は、学習活動等のすべてを小・中学校に設置された特別支援学級で指導を受け、通級指導学級は、小・中学校の通常の学級に在籍し、その障害に応じた特別の指導を通級指導学級で受ける形態となる。

○特別支援学校

「学校教育法」の一部改正により、これまでの盲・ろう・養護学校は、平成19年4月から特別支援学校になった。特別支援学校の対象となる障害は、これまでの盲・ろう・養護学校の対象であった5種類の障害種別（視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱）

及びこれらの重複障害。

○特別支援学校のセンター的機能

特別支援学校は、小・中学校等の教員への支援機能、特別支援教育に関する相談・情報提供機能、障害のある児童生徒等への指導・支援機能、関係機関等との連絡・調整機能、小・中学校等の教員に対する研修協力機能、障害のある児童生徒等への施設設備等の提供機能といったセンター的機能を有している。今後、域内の教育資源の組合せの中でコーディネーター機能を発揮し、通級による指導など発達障害をはじめとする障害のある児童生徒等への指導・支援機能を拡充するなど、インクルーシブ教育システムの中で重要な役割を果たすことが求められる。

○特別支援教育コーディネーター

学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整並びに保護者に対する学校の窓口として、校内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割を担う教員である。

○特別支援教室

東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画に、小・中学校の発達障害の児童・生徒に対する新たな特別支援教育推進体制として掲げられた。

区市町村の重層的な支援体制の一つとして、「特別支援教室」を全ての小・中学校に設置し、発達障害の程度等に応じて、巡回指導教員が巡回して児童・生徒の在籍校において個別指導等を実施する。特別支援教室の導入により、情緒障害等通級指導学級は特別支援教室に変わる。日野市では、ステップ教室と呼ぶ。

は 行

○日野市学校教育基本構想（未来に向けた学びと育ちの基本構想）

日野市の学校教育が向かう方向性を広く保護者や地域とともに考えていくために策定する。第1次基本構想が平成21年度から平成25年度、第2次基本構想が平成26年度から平成30年度、第3次基本構想が令和元年度から令和5年度までの5年間を計画期間とする。

第3次日野市学校教育基本構想では、子供たち自らが育んでいってほしい力を「すべての“いのち”がよろこびあふれる未来をつくっていく力」とし、この力を育んでいく環境を、学校、家庭、地域、そして子供たちみんなでつくっていくためのビジョンを定めました。

○日野市基本構想・基本計画（2020プラン）

日野市の最上位計画として、この構想や計画に基づき施策等が推進される。計画期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間

○日野市総合教育大綱（学びと育ちのひのビジョン）

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るため設置された総合教育会議において策定された大綱。教育の振興に関する施策の方針を示す。平成28年度2月に、「ひのつ子を包み込む学びと育ちの環境が 地域から世界へ羽ばたく日野人を育む」をテーマに、教育と福祉の連携強化を掲げ市長名で策定をする。

○ひのスタンダード

日野市の特別支援教育の基準となる取り組みであり、子どもの能力を最大限に伸ばし自立と共生社会の担い手を育む指導・支援の体系化と方法論の研究である。

平成20年度に全教員が関わり研究し、その後書籍となった「通常学級での特別支援教育のスタンダード（東京書籍）」から始まる。その内容は、「包み込むモデル」として、子どもを支える環境を「地域環境・学校環境・学級環境・指導方法・個別的配慮」ととらえ、それぞれの階層の取り組みを充実させることを目指している。

特に、特別支援の必要な子どもだけでなく全ての子どもが分かる授業を目指し、「授業のユニバーサルデザイン化」を研究している。日野市では誰もが分かる授業を追究するに当たり、まず特別支援の必要な子どもの授業でのつまずきに注目し、つまずきを解消するための授業の工夫を考えてきた。特別支援の必要な子どものつまずきの解消を図ることは、どの子どもにも有効と考え、それが授業のユニバーサルデザイン化となる。授業の工夫とは、焦点化、視覚化、共有化、スモールステップ化、授業展開の工夫などである。授業の工夫をしてもつまずきが解消されないときには、授業中の個別の指導、授業外の個に特化した配慮を考える。この学習の三段構えにより、全員が分かる授業の追及を小・中学校全校で実施している。

○副籍制度

都立特別支援学校の小学部・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校に副次的な籍（副籍）をもち、直接的な交流（小・中学校の学校行事や地域行事等における交流、小・中学校の学習活動への参加等）や間接的な交流（学校・学年・学級だよりの交換等）を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度。

や 行

○ユニバーサルデザイン

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」という考え方。高齢者、障害のある人のみならず可能な限りすべての人を対象としている。

ら 行

○リソースルーム

通常の学級に在籍し、発達障害等により特定の教科学習に困難を示している児童・生徒に対し、個別の補充指導等による学習支援を行う事業である。市で雇用した教員免許のあるリ

ソースルームティーチャーを配置して、児童・生徒のつまずきに応じた個別の学習指導を、各学校に設置したリソースルームで行う。日野市の独自事業である。

ひとりひとりに必要なアプローチをすべての子に
第6次日野市特別支援教育推進計画

令和5年3月

編集・発行 日野市教育委員会

〒191-8686 東京都日野市神明1-12-1
電話 042-585-1111 (代表)